

みやこ町制20周年記念協賛事業募集要項

令和7年9月1日施行

1 趣旨・目的

平成18年3月20日に、犀川町、勝山町、豊津町の3町が合併し、新しい「みやこ町」が誕生し、令和8年3月20日で20周年を迎えます。

この記念すべき節目の年を、町民の皆様とともに祝いし、盛り上げていくために、年度内に開催される行事やイベント等に「みやこ町制20周年記念」と冠して実施する事業を募集します。

2 対象事業

町民や企業、各種団体等が上記1の趣旨に賛同し、「みやこ町制20周年記念事業」を冠して行う事業（以下「協賛事業」という。）とします。協賛事業は、新規や既存の事業を問わず広く対象としますが、次のいずれかに該当するものは除きます。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 政治団体又は宗教団体のために実施するもの
- (3) 町の名誉を傷付けるおそれがあるもの
- (4) 町の信用を失墜させるおそれがあるもの
- (5) 暴力団又は暴力団員などの反社会的勢力が関与しているもの

3 実施期間

協賛事業の実施期間は、令和8年3月20日までに実施・完結する事業とします。

4 特典

応募された協賛事業は、応募者の希望に応じて以下の特典が利用できます。

- (1) みやこ町制20周年記念のロゴマーク、キャッチコピーの使用
- (2) みやこ町制20周年記念ののぼり旗の貸与
- (3) 町公式ホームページなど、町広報媒体による周知

なお、特典の提供方法は、原則として(1)はメールによるデータ送付、(2)はみやこ町役場本庁舎（行政経営課）における貸与及び返却となります。また、応募内容に虚偽があった場合や上記1の趣旨に反したときは、特典の利用を中止とする場合があります。

※ のぼり旗の貸し出しは10月以降を予定しています。

5 受付期間

令和7年9月1日（月）から令和8年2月28日まで

※ 特典の利用を希望する場合は、原則として、特典を利用したい日の7日前までに下記6のとおり応募してください。

6 応募方法等

以下のいずれかの方法により、応募してください。

なお、応募された協賛事業を本町が公表する際に使用可能なチラシなどの当該事業を広報するための資料がありましたら応募時に提出してください。

(1) インターネット

みやこ町公式ホームページの以下のページにアクセスし、ページ内の専用応募フォームから応募してください。

<ホームページID (ページ番号)>

(2) メール・郵送・持参

みやこ町20周年記念協賛事業 届出書(様式1)に必要事項を入力・記入の上、下記9の応募先にメール、郵送又は持参してください。

※ 持参の場合は、平日(8時30分～17時)にお持ちください。

土・日曜日、祝日は受け付けできません

7 実績報告

応募された協賛事業の実施後は、以下のいずれかの方法により当該事業の実績報告にご協力ください。

(1) インターネット

みやこ町公式ホームページの以下のページにアクセスし、ページ内の専用応募フォームから報告してください。

<ホームページID (ページ番号)>

(2) メール・郵送・持参

みやこ町20周年記念協賛事業 実績報告書(様式2)に必要事項を入力・記入の上、下記9の応募先にメール、郵送又は持参してください。

※ 持参の場合は、平日(8時30分～17時)にお持ちください。

土・日曜日、祝日は受け付けできません

8 個人情報の取り扱い

応募者の個人情報については、応募内容の確認、応募者への連絡など、本募集に関すること以外の目的で使用することはありません。

9 応募先(問合せ先)

〒824-0892 京都郡みやこ町勝山上田960番地

みやこ町行政経営課行政経営係

電話：０９３０（３２）２５１１

メール：gyosei@town.miyako.g.jp